

## 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

### [ 1 ] 商業の活性化の必要性

#### ( 1 ) 現状分析

中心市街地の人口は、近年は減少傾向にあるものの、ここ 10 年で増加傾向を示していますが、休日の商店街の通行量は減少傾向にあり、空き店舗数も平成 16 年の 76 件から平成 19 年には 93 件と増加傾向にあります。また、小売業年間商品販売額も減少傾向にあるなど、民間資金による住宅建設による定住効果を商店街等の賑わい創出に繋げることが出来ず、活力の低下が見られます。

主な観光資源・イベント等の入込観光客数についても、平成 11 年を境に減少傾向にあります。

この様な中で、中心市街地においては、JR伊予西条駅隣に、平成 19 年 11 月に四国鉄道文化館、十河信二記念館、西条市観光交流センターが、また、商店街に近接して、平成 16 年に総合福祉センターや中央保健センターが整備され、さらに、平成 21 年には「地域交流情報センター（新図書館）」の整備も予定されています。

このように、公共施設の集積や、近年の住宅供給により、中心市街地の生活利便性は飛躍的に向上し、市街地の整備改善による回遊性の創出など、「歩き回れるまちなかの形成」が進められていく中で、街なかの高齢者の生活利便性の向上を図るとともに、生活者の消費を支える集客力のある商店街として、商業の活性化が不可欠です。

また、中心市街地内を通るアクアトピア水系や新四国のみち、旧鷹丸体育館など、活性化のために活用できる地域特有の資源もあり、JR伊予西条駅隣に整備された四国鉄道文化館や十河信二記念館、西条市観光交流センターによる観光インパクトを街なかの賑わいへ繋げるためにも、商業活性化は不可欠な要素となっています。

#### ( 2 ) 商業の活性化の必要性

この様な状況の中、西条市では、「元気と賑わいのある交流空間の創造」、「水と共生した快適な居住空間の創造」を目標に掲げて、中心市街地の賑わい創出を目指す上で、目標達成に効果的と考える「商業活性化のための事業」として、以下の事業を実施します。

- ①「元気と賑わいのある交流空間の創造」を図るため、西条紺屋町商店街整備事業により、商店街のリニューアルを図ります。また、中心市街地の魅力の向上と回遊性の創出のために、旧鷹丸体育館のリフォームによる観光拠点としての整備やまちかど博物館整備事業、車を使わない環境にやさしいコンパクトシティの形成へ向けて、レンタサイクル事業を行います。

#### ( 3 ) フォローアップの考え方

事業着手しているものについては、毎年調査を行い、事業の進捗や効果について評価し、必要に応じて事業の促進などの改善措置を講じていくものとします。

また、計画期間終了時点においても、実施事業の効果などに関する評価を行うなど、中心市街地の賑わいづくりの効果を必要に応じて事後調査することとします。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：西条紺屋町商店街C地区整備事業</p> <p>内容：紺屋町商店街の一つであるC地区の整備</p> <p>面積：1,249㎡</p> <p>延べ床面積：333㎡</p> <p>店舗(産直市)、駐車場30台</p> <p>実施時期：平成20年度～平成24年度</p>	<p>西条紺屋町商店街振興組合</p>	<p>中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用地の有効活用を図るとともに、地元住民・事業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならず、旧態依然とした商店街部のまちの構造は時代に取り残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や再開発事業は避けては通れない状況です。</p> <p>(上記は以下事業に共通)</p> <p>本市の特徴である豊富な食材を活用することで、市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点として、地産地消産直市を設置します。</p> <p>地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図ります。</p>	<p>支援措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定</p> <p>実施時期：平成24年度</p>	<p>戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p>
<p>事業名：西条紺屋町商店街D地区整備事業</p> <p>内容：紺屋町商店街の一つであるD地区の整備</p> <p>面積：2,086㎡</p> <p>延べ床面積：1,189㎡</p> <p>テナント、公園、駐車場25台</p> <p>実施時期：平成20年度～平成24年度</p>	<p>西条紺屋町商店街振興組合</p>	<p>人々の生活を支えるためには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要であることから、衣食住に関する商品を取り揃える専門店街として整備します。</p> <p>特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指すことで、来街者の利便性の向上を図ります。</p>	<p>支援措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定</p> <p>実施時期：平成24年度</p>	<p>戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p>

○当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響（当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等）

- ・中心市街地の商店街は、東町、紺屋町、中央、栄町、栄町上組、登道の6つの商店街によって形成されており、東町商店街（通称アオイロード）が東西に貫通し、南北に縦列する紺屋町、中央、栄町、栄町上組、登道の各商店街がそれに直交してT字型の形状をなしている。商店街の総延長は、約1,000mに及びるとともに、飲食店街や本市の玄関口であるJR伊予西条駅に近接しており、主要商業地域として位置付けられる。
- ・現況では、紺屋町商店街をはじめ、6つの商店街はいずれも通行量が減少傾向にある。そこで、紺屋町商店街の再興により、中心商店街のにぎわいのエリアをT字型の基幹軸に沿って拡大し、新たな回遊路を創出することに貢献する。

表一歩行者・自転車通行量（休日）

	H13	H15	H17	H19	H21	H22	H23
東町	2,169	1,011	1,277	1,185	1,167	1,139	1,089
紺屋町	2,024	2,127	1,909	2,119	1,957	1,903	1,749
中央	2,553	2,007	1,893	1,831	1,804	1,947	1,303
栄町	1,968	1,698	1,579	1,491	1,675	1,676	1,348
栄町上組	1,330	1,214	1,172	1,148	1,377	1,283	1,130
登道	864	691	689	675	783	807	697
計	10,908	8,748	8,519	8,449	8,763	8,755	7,316

※西条商工会議所、西条市調べ

- ・当該事業の実施により、本市の特徴である豊富な食材を活用して地産地消の観点から集客を行うとともに、紺屋町商店街には「食」と「住」の店舗が少ないため、戦略を持って集客が可能となる店舗バランスを調えることで、商店街全体の楽しみの選択肢を増やし、滞在時間を拡大することに貢献する。

○個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結び付いているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

【C地区】

<事業概要>

市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点。地元JAとの連携により地産地消産直市を設置する。

<必要性>

現在の紺屋町商店街には野菜、肉、魚の中で特に野菜が欠如している上、地元食材をメインに使用した飲食店が存在しない。そこで、本市の特徴である豊富な食材を活用することで、地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図る。

【D地区】

<事業概要>

人々の生活を支える衣食住に関する商品を取り揃える専門店街。特に、街に活気を呼び込むことができ「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指す。

#### <必要性>

人々の生活を支えるには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要である。しかし、現在の紺屋町商店街には「食」と「住」の店舗数が少なく、戦略を持って店舗構成を考える必要がある。そこで、集客が可能となる店舗バランスを調えることを目的に、複数店舗を戦略的に立地することが可能となるテナントミックスにて店舗数を拡大する。

○当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

- ・紺屋町商店街の平成22年の空き店舗数は35件に対して13件と空き店舗率約37.1%であり、これは平成16年の17.9%の2倍以上となっており、平成22年の西条商店街の空き店舗率（48.2%）に迫る勢いで空き店舗率が増加している。
- ・西条商店街の空き店舗率は近年で大幅に増加しており、平成22年で48.2%となっている。郊外店舗の立地や後継者不足、また、現在の商店が店舗兼用住宅であるため、貸し店舗としての活用が困難なことから、中心市街地の求心力が低下し、空き店舗が増加していると思われ、空き店舗の増加が、さらに求心力の低下を招くといった悪循環に陥っている。

表1－紺屋町商店街の空き店舗数

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
店舗数	39	39	39	38	38	37	35
空き店舗数	7	11	11	11	13	13	13
空き店舗率	17.9%	28.2%	28.2%	28.9%	34.2%	35.1%	37.1%

※西条市調べ

表2－西条商店街の空き店舗数

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
店舗数	222	218	215	215	215	196	195
空き店舗数	76	84	88	93	95	87	94
空き店舗率	34.2%	38.5%	40.9%	43.3%	44.2%	44.4%	48.2%

※西条市調べ

- ・地場産品を活用した地産地消の取り組みの奨励（C地区）、衣食住のバランスの取れた商品提供により市民ニーズを幅広く満たすこと（D地区）を目的に実施する当該事業とともに、商店街単独だけでなく、他団体等との連携により活性化に効果的な地域貢献活動（イベント等）を実施し、集客の流れと滞留時間の長い空間を生み出すことで来街者の増加を図る。こうした賑わい空間の創出は、商店街の魅力を高め、中心商店街全体の空き店舗や低未利用地の活用、ひいては中心市街地全体の活性化に結びつくものである。

○文教施設、医療施設、公共事業等のまちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

- ・当該事業により、中心市街地内を通るアクアトピア水系や新四国のみち、また、平成19年11月にオープンした四国鉄道文化館や十河信二記念館、市観光交流センターによる観光インパクトをレンタサイクル事業やアクアトピア悠歩事業との連携により街なかの賑わいへ繋げ、観光客等の回遊性の向上を高めるとともに、一体的に実施することにより、商店街全体に波及効果を及ぼし、一層事業効果を高めることになる。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：産業文化フェスティバル開催事業</p> <p>内容：中心市街地を舞台に商店街、企業、行政等が一体となって行う活性化イベント</p> <p>実施時期：平成 13 年度～</p>	<p>産業文化フェスティバル実行委員会</p>	<p>全長 1kmに及ぶ商店街そのものを舞台として、商業・工業・農業の従事者が、それぞれ趣向を凝らした展示や商品の販売、PRなどを行い、市民に楽しみながら産業への理解を深めてもらおうと開いているイベントです。</p> <p>ゴールデンウィーク中の1日のみの開催ですが、毎年2万人台から3万人台の集客があり、普段、商店街を利用しない市民にとっても大きな来街動機となっています。毎年、実行委員会において協議し、消費者に来街の楽しみや、まちの賑わいを持たせる内容としていることから、参加団体やイベント数も年々増加しています。</p> <p>中心市街地の賑わいを図る事業として、平成 20 年度からは、19 年 11 月にオープンした JR 伊予西条駅隣の観光交流施設までイベント範囲を広げて実施しており、西条市の産業や観光資源をPRするイベントとして必要な事業です。</p> <div data-bbox="579 1317 1099 1659" style="text-align: center;">  <p>産業文化フェスティバルの様子</p> </div>	<p>支援措置の内容：中心市街地活性化ソフト事業、市から補助金交付</p> <p>実施時期：平成 21 年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：タウンマネージャ―設置事業</p> <p>内容：中心市街地活性化協議会に外部人材のタウンマネージャ―を設置</p> <p>実施時期：平成21年度</p>	<p>西条商工会議所</p>	<p>中心市街地には様々な人や情報が集まり、多様な利害も発生します。こうした利害の総合調整や多岐にわたる事業間の連携、中心市街地活性化協議会の適正な運営の司令塔として、外部から人材を招き、タウンマネージャ―を設置します。</p> <p>この事業により、協議会の円滑な運営が図られ、タウンマネジメント機能も強化されることから、中心市街地の活性化、賑わいづくりに繋がる事業として必要です。</p>	<p>支援措置の内容：戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業補助金</p> <p>実施時期：平成21年度</p>	
<p>事業名：西条紺屋町商店街C地区整備事業（再掲）</p> <p>内容：紺屋町商店街の一つであるC地区の整備</p> <p>面積：1,249㎡</p> <p>延べ床面積：333㎡</p> <p>店舗（産直市）、駐車場30台</p> <p>実施時期：平成20年度～平成24年度</p>	<p>西条紺屋町商店街振興組合</p>	<p>中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用地の有効活用を図るとともに、地元住民・商業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならず、旧態依然とした商店街部のまちの構造は時代に取り残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や再開発事業は避けては通れない状況です。</p> <p>（上記は以下事業に共通）</p> <p>本市の特徴である豊富な食材を活用することで、市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点として、地産地消産直市を設置します。</p> <p>地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図ります。</p>	<p>支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>実施時期：平成24年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：西条紺屋町商店街D地区整備事業（再掲）</p> <p>内容：紺屋町商店街の一つであるD地区の整備</p> <p>面積：2,086㎡</p> <p>延べ床面積：1,189㎡</p> <p>テナント、公園、駐車場25台</p> <p>実施時期：平成20年度～平成24年度</p>	<p>西条紺屋町商店街振興組合</p>	<p>人々の生活を支えるためには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要であることから、衣食住に関する商品を取り揃える専門店街として整備します。</p> <p>特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指すことで、来街者の利便性の向上を図ります。</p>	<p>支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>実施時期：平成24年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：西条市民公園再整備事業</p> <p>内容：地域住民や観光客が参加して交流できる西条市民公園の再整備</p> <p>実施時期：平成 23 年度～平成 25 年度</p>	西条市	<p>平成 23 年度に解体した旧鷹丸体育館跡地を含む西条市民公園を、集客力のある公園として再整備します。</p> <p>この事業により、JR伊予西条駅隣の「鉄道歴史パーク inSAIJO」、「アサヒビール園伊予西条店」、「アクアトピア水系」など、西条市のひとつの主要な観光ルートが確立できることから、中心市街地の賑わいを図る事業として必要です。</p>	<p>支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>実施時期：平成 23 年度～平成 25 年度</p>	
<p>事業名：まちかど博物館整備事業</p> <p>内容：商店街等で「西条まつり」に関する物を展示</p> <p>実施時期：平成 24 年度</p>	西条商店街まちづくり協議会	<p>西条まつりの観光ブランド化を推進するため、祭りの魅力を全国に情報発信するとともに、観光客の誘客活動を展開するなど、観光資源のインパクトが高まっている中で、「西条まつり」をより知ってもらうため、商店街の個店の店先や空き店舗などを活用して、町内のだんじりの下絵や彫刻などを解説付きで展示します。</p> <p>この事業により、観光客が中心市街地内の商店街等へ来街する機会の創出に繋がり、回遊性の向上などが見込まれることから、中心市街地の賑わいを図る事業として必要です。</p> <div data-bbox="794 1547 1106 1729" data-label="Image"> </div>	<p>支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>実施時期：平成 24 年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：商店街活性化支援事業</p> <p>内容：専門的なアドバイザー派遣など、商店街等活性化支援</p> <p>実施時期：平成 20 年度～</p>	<p>西条市中心市街地活性化協議会</p> <p>(平成 20 年 10 月 2 日設置)</p>	<p>西条商工会議所は、西条市中心市街地活性化協議会を主体的に組織する役割を担っており、中心市街地の諸問題に対処するとともに、西条紺屋町商店街整備事業を実施するため、検討委員会を設け、中心商店街全体の活性化に向けて取組みを開始しています。特に地元での合意形成に向けて既に活動している紺屋町商店街並びに東町商店街の再開発計画を推進・実現するため、地元商店街と連携して、コンセンサスの形成及び調査・研究事業を実施します。実施にあたっては、専門的知識を有する外部人材を招聘し、必要に応じて助言を頂く予定です。</p> <p>この事業により、西条紺屋町商店街整備事業や商店街におけるその他の事業が円滑に実施されることから、中心市街地の活性化、賑わいづくりに繋がる事業として必要です。</p>	<p>支援措置の内容：中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業</p> <p>実施時期：平成 20 年度～</p>	
<p>事業名：西条紺屋町商店街 C 地区、D 地区テナントミックス事業</p> <p>内容：専門家の派遣による事業計画のブラッシュアップ</p> <p>実施時期：平成 22 年度～平成 24 年度</p>	<p>西条市中心市街地活性化協議会</p>	<p>紺屋町商店街の活性化を図るためには、運営等の仕組みづくりが必要不可欠です。</p> <p>同商店街においては、公平・公正性を保ちながら、魅力ある店舗構成（業種や配置）を図っていくために、「タウンマネジメント委員会（仮称）」を設置することとしています。</p> <p>同委員会における役割やテナント決定の基準及び判断等について明確にしておくため、専門的知識を有する方による診断・アドバイスを受けながら、実効性を高めるために、事業計画をブラッシュアップしていきます。</p>	<p>支援措置の内容：中心市街地商業活性化診断・サポート事業</p> <p>実施時期：平成 22 年度～</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：土曜夜市開催事業            内容：夏の夜を商店街で楽しく過ごしてもらう恒例イベント            実施時期：昭和 30 年度～</p>	<p>各商店街振興組合ほか</p>	<p>六つの商店街が連携して開催しているもので、毎年恒例の土曜夜市＝夏の風物詩として定着しています。合併前の中心市街地では、それぞれ開催されていた夜市ですが、今では市内で唯一、西条商店街のみとなっています。</p> <p>アンケートでは40歳代以下の若年層の参加割合が高くなっており、それら年代が商店街を訪れる要因にも繋がるものであることから、中心市街地の賑わいを図る事業として必要です。</p>  <p style="text-align: center;">土曜夜市の様子</p>		
<p>事業名：五日市開催事業            内容：商店街各店の目玉商品販売と併せ、各地の名産品等を露店形式で販売            実施時期：昭和 60 年度～</p>	<p>西条五日市実行委員会</p>	<p>六つの商店街有志が実行委員会を組織し、毎月5日には、各商店が日用品や雑貨類などを通常より安価で販売しており、毎回訪れる市民も多い状況です。</p> <p>地産地消の意識が高まり、市内でも農家直送の野菜を扱う市場が活況を呈している一方で、商店街では野菜をはじめとする生鮮食料品を扱う店舗が減少したことが、商店街離れを加速する一因ともなっていることから、商店街内で生鮮食料品を販売する「ふれあい産直市」をあわせて実施します。</p> <p>これまで絶やさず開催してきたことで、5日は商店街が最も活気づく日として市民の間に定着しており、近隣のマンション住民や観光客にもPRを図れば、更なる集客が見込まれるため、中心市街地の賑わいを図る事業として必要です。</p>	 <p style="text-align: center;">五日市の様子</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：うちぬき水を使った世界のコーヒーフェア開催事業</p> <p>内容：名水百選にも選ばれた西条の水を商店街がPRするイベント</p> <p>実施時期：平成11年度～</p>	<p>栄町上組 親栄会</p>	<p>名水百選に選ばれ、全国利き水大会でも1位に輝いた「うちぬき」水を使って入れたコーヒーを、広く市民や観光客に味わってもらおうと開催しているイベントです。コーヒーが1日で約1,500杯も出る人気で、子供向けのイベントも充実していることから、家族連れを中心としてリピーターも多くなっています。</p> <p>イベントについても、毎年、実行委員会において協議し、消費者に来街の楽しみや、まちの賑わいを持たせる内容として充実させています。</p> <p>商店街の活性化と地域資源のPRを同時に目指したもので、中心市街地の賑わいと貴重な地域資源である「うちぬき」の知名度向上を図る事業として必要です。</p> <div data-bbox="572 1140 1086 1525" data-label="Image"> <p>うちぬき水を使った世界のコーヒーフェアの様子</p> </div>	<p>支援措置の内容：市から補助金交付</p> <p>実施時期：平成11年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：「千の風になって」のまちづくり事業</p> <p>内容：地元出身歌手の楽曲をテーマに各種イベントを開催</p> <p>実施時期：平成 19 年度～</p>	<p>「千の風になって」のまちづくり実行委員会</p>	<p>これまで本市のまちづくりに関するキーワードといえば「うちぬき」、「西条まつり」でしたが、今、全国的にブームとなっている「千の風になって」を歌う歌手が西条市出身であることから、商店街関係者を中心に、この楽曲をテーマとしたまちづくりへの取り組みが行われています。</p> <p>初回は、「千の風になって競演フェスティバル」を開催しましたが、テーマに関連した各種イベントを中心市街地で実施することにより、賑わいの創出や交流人口の増加に繋がることから、中心市街地活性化を目指すうえで必要な事業です。</p> <div data-bbox="582 996 1101 1344" data-label="Image"> </div>		
<p>事業名：エコショップ制度事業</p> <p>内容：環境にやさしい商店を登録、紹介</p> <p>実施時期：平成 20 年度～</p>	<p>西条市商店街</p>	<p>小売店や飲食店で、ごみの減量化や再資源化などの環境に配慮したサービスを行っている店を「西条エコショップ」として認定します。</p> <p>この事業により、西条市らしい環境にやさしい中心市街地が形成でき、地元住民の商店街利用が促進されることから、商業活性化を図る事業として必要です。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：レンタサイクル事業</p> <p>内容：観光協会にて自転車の貸し出し並びに自転車専用レーンの整備</p> <p>実施時期：平成 23 年度～</p>	<p>西条市観光協会 西条市</p>	<p>JR伊予西条駅隣にオープンした「鉄道歴史パーク inSAIJO」への来訪客を、中心市街地内へ引き込むために、JR伊予西条駅に隣接する「鉄道歴史パーク inSAIJO」内の市観光協会において、自転車の貸し出しを実施します。それに併せて、中心市街地内において整備可能な道路から自転車専用レーンの整備を図っていきます。</p> <p>中心市街地内の回遊性の向上や、観光客の引き込みなど、中心市街地への来街機会の創出などが見込まれることから、中心市街地の賑わいを図る事業として必要です。</p>		
<p>事業名：商店街再生助成事業</p> <p>内容：商店街の空き店舗活用や共同施設の改修などを支援</p> <p>実施時期：平成 21 年度～</p>	<p>西条市</p>	<p>現在の商店街は、共同施設（街路灯、アーケード、モニュメント等）の老朽化や空き店舗の増加により、快適な商業空間を求める消費者ニーズに十分応えられていない状況にあります。そこで、施設のリニューアルや空き店舗の利用促進についての助成事業を実施します。</p> <p>この事業により、魅力ある商業空間の形成が期待できることから、中心市街地の賑わいと回遊性の向上を図る事業として必要です。</p>	<p>支援措置の内容：市から補助金交付</p> <p>実施時期：H21 年度～</p>	
<p>事業名：ふれあい産直市開催事業</p> <p>内容：五日市にあわせた生鮮食料品の販売</p> <p>実施時期：平成 21 年度～</p>	<p>西条商店街まちづくり協議会</p>	<p>地産地消の意識が高まり、市内でも農家直送の野菜を扱う市場が活況を呈しています。一方、商店街では野菜をはじめとする生鮮食料品を扱う店舗が減少し、そのことが商店街離れを加速する一因ともなっています。そこで、商店街内で生鮮食料品の販売を五日市にあわせて実施します。</p> <p>この事業により、商店街の不足業種を補完し、郊外へ流出していた購買力に一定の歯止めをかけることができることから、商業の活性化と中心市街地の賑わいを図る事業として必要です。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：街なか情報発信事業 (再掲)</p> <p>内容：中心市街地でのイベント、商店街情報などを「かわら版」を通じて発信</p> <p>実施時期：平成 21 年度～</p>	<p>西条商店街まちづくり協議会</p>	<p>平成 18 年度まで銀座街商店街で取り組んでいた「かわら版」を、6つの商店街が連携することにより復活させ、「かわら版」を通じて、中心市街地で行われている様々なイベント情報や街なかの地域情報、商店街の情報等を発信(年 4 回程度発行)します。</p> <p>この事業により、充実した内容で新鮮な情報が提供でき、新たな来街動機の創出にも繋がることから、中心市街地の賑わいを図る事業として必要です。</p>	<p>支援措置の内容：市から補助金交付</p> <p>実施時期：平成 21 年度～</p>	
<p>事業名：西条紺屋町商店街アーケード整備事業</p> <p>内容：紺屋町商店街におけるアーケードの整備</p> <p>延長：約 150 m</p> <p>実施時期：平成 24 年度～</p>	<p>西条紺屋町商店街振興組合</p>	<p>アーケードの改修により来街者の利便性の向上を図ります。</p>		